

改正	平成18年3月20日告示第62号	平成19年3月26日告示第75号
	平成21年3月23日告示第68号	平成22年3月17日告示第73号
	平成24年3月22日告示第62号	平成25年3月21日告示第54号
	平成28年4月1日告示第114号	平成30年3月16日告示第83号

坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成15年坂戸市告示第42号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの導入の促進を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- （1）当該システムによる発電量のうち当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合にこれを商用電力として供給するための当該システムと電力会社の低圧配電線との逆潮流有りの系統連結（以下「系統連結」という。）をしていること。
- （2）電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- （3）未使用品であること。
- （4）住宅の屋根等への設置に適しているものであること。

（交付対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住し、又は居住しようとする市内に存する住宅（一の建築物を複数の用途に使用する場合は、当該建築物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。以下この項において同じ。）に電力を供給する目的で、発電システムを設置する者又は自らが居住するために発電システムが設置された市内に存する住宅（以下「対象建売住宅等」という。）を購入する者で、過年度の市税を滞納していないものとする。

2 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、発電システム1台当たり5万円とする。

2 補助金のうち2万円は、坂戸市商工会が発行する商品券（第9条第2項において「商品券」という。）により交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、発電システムの設置工事着工前又は対象建売住宅等の引渡前に、坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）発電システムの設置に要する費用の内訳が明記されている工事請負契約書若しくは対象建売住宅等の売買契約書又は見積書の写し
- （2）発電システムの最大出力が確認できる書類の写し。ただし、前号に掲げる書類の写しで確認できる場合を除く。
- （3）設置予定場所の工事着工前の写真（対象建売住宅等を購入する場合を除く。）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（受付及び交付決定）

第6条 市長は、申請の受付を先着順に行うものとする。

2 市長は、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請の受付を停止することができる。

3 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、坂戸市住宅用太陽光発電システム設置等変更承認申請書（様式第3号）に変更内容が分かる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、坂戸市住宅用太陽光発電システム設置等変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、発電システムの設置又は対象建売住宅等の購入を中止するときは、速やかに坂戸市住宅用太陽光発電システム設置等中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告及び補助金の請求）

第8条 補助対象者は、発電システムの設置が完了した日若しくは対象建売住宅等の引渡しを受けて電力会社との系統連結に伴う電力受給契約が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付した坂戸市住宅用太陽光発電システム設置等完了報告書（様式第6号）及び坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（1） 発電システムの設置に要した費用の領収書の写し又は対象建売住宅等の売買に係る領収書若しくは住宅ローンの契約書及び発電システムの設置に要した費用の内訳が明記されている書類の写し

（2） 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約が完了したことを示す書類の写し

（3） 発電システムの設置完了後の写真

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書及び補助金交付請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 交付する商品券は、原則として簡易書留郵便で送付する。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

（協力）

第11条 補助対象者は、市長から発電システムの使用に関する資料の提供を求められたときは、それに協力するよう努めるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

2 改正後の坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、この告示の施行の前日に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年告示第62号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第75号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第68号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第73号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第62号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第54号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第114号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第83号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

（第5条関係）

様式第2号

（第6条関係）

様式第3号

（第7条関係）

様式第4号

（第7条関係）

様式第5号

（第7条関係）

様式第6号

（第8条関係）

様式第7号

（第8条関係）